

みえセレクション選定要綱

(目的)

第1条 三重県で生産される農林水産物及び農林水産物を原材料とする加工品等から、特徴の優れた県産品を選定することにより、県産品の振興を図るとともに、県産品の特徴の明確化及び当該県産品に対する信頼の向上を促進することにより事業者の育成を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、県産品とは以下の各号に定めるものをいう。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）に定める医薬品、医薬部外品及び化粧品、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める添加物、三重ブランド認定要綱に定める三重ブランド認定品を除く。

(1) 三重県内で生産される農林水産物

(2) 三重県内で製造される又は三重県産の主たる原材料を用いて製造される食品であって、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に定める品質表示の対象となるもの及び酒税法（昭和28年法律第6号）に定める酒類

(3) (1) に定める農林水産物を用いて県内で生産される製品（工芸品を除く）

2 この要綱において、事業者とは農業、林業、漁業、製造業又は販売業（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。）を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体をいう。

(選定基準)

第3条 三重県知事（以下「知事」という。）は、県産品をみえセレクションとして選定するにあたり、その選定基準をあらかじめ定めなければならない。

2 知事は、選定基準を定めるときは、有識者の意見を聴くことができるものとする。また、変更するときも同様とする。

(選定対象及び選定申請資格)

第4条 みえセレクションの選定の対象及び選定の申請を行うことができる資格のある者は、次のとおりとする。

(1) 選定の対象 県産品

(2) 選定の申請を行うことができる資格のある者 選定の対象となる県産品の生産、製造又は販売（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。以下同じ。）を行う事業者であって、かつ都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がない者

(選定の申請)

第5条 知事は、平成24年度から平成27年度の間、毎年度期限を定めてみえセレクション選定の申請を受け付けるものとする。

2 みえセレクションの選定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みえセレクション選定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を知事に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（1）みえセレクション選定申請調書（様式第2号）

（2）誓約書（様式3号）

（3）申請者の概要が分かる書類

ア 定款又は寄付行為、規約その他これに属する書類

イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

法人以外の団体にあつては、代表者の住民票

個人にあつては、申請者の住民票

ウ 申請者の事業内容等が分かる書類

（4）選定を受けようとする県産品の概要が分かる書類

（5）納税証明書

ア 三重県内に本支店や営業所がある事業者については三重県の県税事務所が発行する「納税証明書」（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

イ 全事業者について税務署が発行する「納税証明書その3消費税及び地方消費税」（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

（6）その他知事が必要と認める書類

（選定の審査）

第6条 知事は、前条の申請があつた場合は、第3条の選定基準に基づき審査を行うものとする。

2 知事は審査の参考とするため、有識者の意見を聴くことができるものとする。

3 申請者は、円滑な審査に協力しなければならない。

（選定結果の通知）

第7条 知事は、第5条の申請が選定基準に適合すると認めたときは、選定をするものとし、その旨を当該申請者にみえセレクション選定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 知事は、第5条の申請が選定基準に適合しないと認めたときは、選定をしないものとし、その旨を当該申請者にみえセレクション選定審査結果通知書（様式第5号）により、理由を付して通知するものとする。

（選定の公表等）

第8条 知事は、みえセレクションとして選定した産品（以下「選定品」という。）

の内容及び選定理由等を公表するものとする。

(選定内容の変更)

第9条 選定品を生産、製造又は販売する事業者（以下「選定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、みえセレクト選定申請書事項変更届出書（様式第6号）により、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき
- (2) 選定品の商品名を変更したとき
- (3) 選定品の生産、製造又は販売を廃止又は中止したとき
- (4) 選定品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき
- (5) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき

(事業実績状況報告書)

第10条 選定事業者は、年度終了後1ヶ月以内に、選定年度における選定品の生産量、広報宣伝の取り組み状況等、その他知事が指定する事項について、みえセレクト選定事業実績状況報告書（様式第7号）により知事へ報告しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第11条 知事は、特に必要があると認めるときは、選定事業者に対して、選定品に係る報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

(選定の取消)

第12条 知事は、選定品が次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。

- (1) 選定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
- (2) 選定基準に適合しないと認められたとき
- (3) 虚偽の申請により選定を受けたとき
- (4) 第9条の規定による届出又は第10条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき。
- (5) 第11条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- (6) 選定品の生産、製造又は販売を廃止又は1年間以上中止したとき
- (7) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき

2 知事は、選定を取り消す場合は、その対象となる県産品及びその者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表することができる。

3 第1項の規定に該当することにより選定を取り消された者は、その取り消しの日から1年を経過し、かつ第5条第1項の規定による選定申請期間内でなければ、新たな選定を申請することができない。

(選定の表示)

第13条 選定事業者は、選定品がみえセレクションとして選定を受けたものであることについて、選定年度を記載したうえで表示することができる。

(選定事業者の責務)

第14条 選定事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 選定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
- (2) 第12条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

2 選定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときには、選定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、みえセレクション事故等発生通知書(様式第8号)により、早急に知事に報告しなければならない。

(事務処理)

第15条 この選定に関する事務は、農林水産部フードイノベーション課が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年11月30日から施行する。

(様式第1号)

みえセレクション選定申請書

平成 年 月 日

三重県知事あて

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

みえセレクション選定要綱第5条の規定により、みえセレクションの選定を受けたいので申請します。

(様式第2号)

みえセレクション選定申請調書

1. 申請者の概要

平成 年 月 日現在

フリガナ 法人等の名称			
所在地	〒		
フリガナ 代表者			
設立年月日(注)	年 月 日		
資本金等	千円	従業員数	人
URL	http://		
経営理念			
主な事業内容			
申請に関する 担当者連絡先	担当者名		部署
	電話	(内線)	
	F A X		
	E m a i l	@	

(注) 個人にあつては、事業開始年月日

2. 申請する県産品

申請県産品名 (商品名)	
-----------------	--

3. 独自性

こだわり・物語性	<ul style="list-style-type: none"> ・生産・製造方法のこだわり。 ・製造技術、伝統技術、新技術などが製品のどこに用いられているか。 ・原材料の選別のこだわり。 ・資源や環境等に配慮した取組があるか。 ・物語性（開発背景） などについて記入してください。 						
味・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・食味、食感、香り ・食べやすさ ・使いやすさ ・デザインと中身の整合性 <p>などがどのように優れているかについて記入してください。</p>						
販売戦略	販路（主と考えるものを1つ選択 ○を付ける）						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">スーパーマー ケット</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">百貨店</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">外食</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通販・ネット 販売</td> <td style="text-align: center;">駅・空港・道 の駅</td> <td style="text-align: center;">その他（ ）</td> </tr> </table>	スーパーマー ケット	百貨店	外食	通販・ネット 販売	駅・空港・道 の駅	その他（ ）
	スーパーマー ケット	百貨店	外食				
通販・ネット 販売	駅・空港・道 の駅	その他（ ）					
<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット ・想定する利用シーン ・価格 ・販売計画や今後の展開方向 ・営業活動への意欲 <p>などについて記入してください。</p>							

4.信頼性

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の調達にあたり安全性を確保するための取組。 ・生産・製造工程での安全性の確保のための取組。 ・PL保険への加入など問題発生時の対策 <p>などについて記入してください。</p>
--------	--

<p>法令遵守体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務ルール、コンプライアンスを社員等へ教育する体制 ・ 法令遵守の社内でのチェック体制 ・ 遵守する法律、基準の社内における明確化 <p>などについて記入してください。</p>
<p>取引先・顧客対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先窓口やお客様窓口の設置など取引先やお客様から情報収集する体制 ・ 取引先やお客様から得た情報を経営に活かす体制（社内ルール、伝達方法等） <p>などについて記入してください。</p>

(様式第3号)

誓 約 書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

みえセレクション選定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合に、みえセレクションの選定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

(申請者)

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

記

- ◆ みえセレクション選定要綱第4条に規定する要件を満たしていますので、申請資格を有しています。
- ◆ みえセレクション選定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。

(様式第4号)

農林水第 号
平成 年 月 日

申請者あて

三重県知事

印

みえセレクション選定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったみえセレクション選定について
審査した結果、下記のとおり選定することとしましたので通知します。

記

- 1 県産品名
- 2 事業者等 住 所
(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)
- 3 理由又は意見

(様式第5号)

農林水第 号
平成 年 月 日

申請者あて

三重県知事 印

みえセレクション選定審査結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったみえセレクション選定について審査した結果、下記の理由により選定することはできませんでしたので通知します。

記

- 1 県産品名
- 2 事業者等 住 所
(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)
- 3 理由又は意見

(様式第6号)

みえセレクション選定申請事項変更届出書

平成 年 月 日

三重県知事あて

住所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

みえセレクション選定要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	
新	旧

(様式第7号)

みえセレクション事業実績状況報告書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

選定番号 第 号

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

みえセレクション選定要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

選定年度	生産・販売量	販 売 額	情報発信の取組状況・実績等
	kg	万円	
年度の生産・販売量、販売額の状況			(広告宣伝、取材、取扱店等販路拡大、物産展等イベント出展等の実績を記入)
(生産・販売量、販売額の増減及びその理由などを記入)			

特記事項

* 特記事項には、みえセレクションに関する取引先や消費者の声、クレーム等の有無及びその概要等を記載すること

(様式第8号)

みえセレクション事故等発生通知書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

みえセレクション選定要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

選 定 品 名	
事故等の内容	
対 応 方 針 又は 処 理 結 果	

- * 事故等の対応が未処理又は処理中である場合は、処理でき次第、結果を報告すること
- * 処理結果には、再発防止策等の対策を明記すること。